

千葉県災害救助法施行細則をここに公布する。

令和5年4月3日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第40号

千葉県災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。第10条において「告示」という。）第1章に定めるところによる。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条に規定する公用令書は、公用令書（保管）（様式第1号）、公用令書（収用）（様式第2号）、公用令書（管理）（様式第3号）及び公用令書（使用）（様式第4号）とする。

2 省令第1条第4項に規定する公用変更令書は、公用変更令書（保管等）（様式第5号）とする。

3 省令第1条第5項に規定する公用取消令書は、公用取消令書（保管等）（様式第6号）とする。

4 市長は、第1項に規定する公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第7号）に所要の事項を登録するものとする。

5 市長は、第2項に規定する公用変更令書（保管等）を交付したときは強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、かつ、変更事項を記録するものとし、第3項に規定する公用取消令書（保管等）を交付したときは強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、かつ、前項の規定により登録した事項を抹消するものとする。

(受領書)

第4条 前条第1項に規定する公用令書、同条第2項に規定する公用変更令書又は同条第3項に規定する公用取消令書の交付を受けた者は、

受領書に所要の事項を記入し、直ちにこれを市長に提出するものとする。

(受領調書)

第5条 省令第2条第3項に規定する受領調書は、受領調書(様式第8号)とする。

2 前項の受領調書は、収用し、若しくは使用すべき物資の所有者又は権原に基づいて当該物資を占有する者の立会いの下で作成しなければならない。ただし、立会いができないことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損失補償請求書)

第6条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、損失補償請求書(様式第9号)とする。

2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(従事命令に関する公用令書等)

第7条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書は、公用令書(従事)(様式第10号)及び公用取消令書(従事)(様式第11号)とする。

2 市長は、前項に規定する公用令書(従事)を交付するときは、救助従事者台帳(様式第12号)に所要の事項を登録するものとする。

3 市長は、第1項に規定する公用取消令書(従事)を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録し、かつ、前項の規定により登録した事項を抹消するものとする。

(準用)

第8条 第4条の規定は、前条第1項に規定する公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(救助の実施に従事することができない場合の届出)

第9条 省令第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第13号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 市区町村長、警察官その他適当な機関の証明書
(実費弁償の程度)

第10条 政令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、告示第14条に定めるところによる。

(実費弁償請求書)

第11条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、実費弁償請求書(様式第14号)とする。

(立入検査証票)

第12条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たり携帯しなければならない証票は、災害救助法第10条の規定による立入検査証票(様式第15号)とする。

(扶助金支給申請書等)

第13条 省令第6条第1項に規定する扶助金支給申請書は、扶助金支給申請書(様式第16号)とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号に掲げる扶助金支給申請書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金に係る扶助金支給申請書 次のいずれかの書類

ア 医師の診断書

イ 負傷し、又は疾病にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金に係る扶助金支給申請書 療養の経過、症状及び治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力させる者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において省令第6条第1項の規定により提出する扶助金支給申請書には、同条第2項及び前項各号に定めるもののほか、法第8条の規定による協力命令を発した旨の市長の証明書を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公用令書番号 （保管）	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 （ 保 管 ）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずるため、これを交付します。

記

物資の種類	数 量	所在の場所	期 間

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用令書番号 （保管）	第 号
----------------	-----

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用令書を受領しました。

様式第2号（第3条関係）

公用令書番号 （収用）	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 （ 収 用 ）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の物資を収用するため、これを交付します。

記

物資の種類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

..... 切 取 線

受 領 書

公用令書番号 （収用）	第 号
----------------	-----

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用令書を受領しました。

様式第3号（第3条関係）

公用令書番号 （管理）	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 （ 管 理 ）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長 印

災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の施設を管理するため、これを交付します。

記

施設の名称	種 類	所在の場所	管理の範囲	期 間

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用令書番号 （管理）	第 号
----------------	-----

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用令書を受領しました。

様式第4号（第3条関係）

公用令書番号 （使用）	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 （ 使 用 ）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の土地、家屋又は物資を使用するため、これを交付します。

記

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引 渡 時 期
土 地						
家 屋						
物 資						

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用令書番号 （使用）	第 号
----------------	-----

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用令書を受領しました。

様式第5号（第3条関係）

公用変更令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

公用変更令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長

印

災害救助法第9条第1項の規定に基づく公用令書の命令事項を、下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付します。

記

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用変更令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用変更令書を受領しました。

様式第6号（第3条関係）

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

千葉市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づく保管、収用、管理又は使用を必要としなくなったので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付します。

-----切 取 線-----

受 領 書

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用取消令書を受領しました。

様式第 8 号（第 5 条関係）

受 領 調 書

災害救助法第 9 条第 1 項の規定によって収用（使用）する物資を下記のとおり受領しました。よって、受領調書を 2 通作成し、各 1 通所持するものとします。

年 月 日

千葉市職員

受領者氏名

物資所有者（占有者）

立会人氏名

記

- 1 受領した救助実施市 千葉市
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要事項

様式第9号（第6条関係）

公 番	用	令	書 号	第	号
公 年	用 月	令	書 日	年	月 日

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

請 求 額 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写 別紙のとおり

上記金額を、下記の理由により請求します。

記

請求理由

様式第10号（第7条関係）

（表）

公用令書番号	第 号
--------	-----

公 用 令 書 （ 従 事 ）

年 月 日

様

千葉市長



災害救助法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり従事することを命ずるため、これを交付します。

氏 名 (名 称)	
職 業	
生 年 月 日	
住 所 (所 在 地)	
従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
出頭すべき 日時及び場所	

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用令書番号	第 号
--------	-----

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

公用令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

(裏)

注意事項

- 1 この公用令書の交付を受けた者は、これを携え、指定の日時及び場所に出頭し、担当の職員に届け出てください。
- 2 この公用令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときには、警察職員の証明書）を添え、千葉市長に遅滞なく届け出てください。
- 3 この公用令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その理由を証明するに足る証明書を添え、千葉市長に遅滞なく届け出てください。
- 4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条第1号の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書 (従 事)

年 月 日

住 所 (所在地)
職 業
氏 名 (名 称)

千葉市長



災害救助法第 7 条第 1 項の規定に基づく従事命令は、従事させることが適当でない
と認めましたので、災害救助法施行規則第 4 条第 3 項の規定により、これを交付
します。

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 号 年 月 日

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

公用取消令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

様式第12号（第7条関係）

公用令書番号	第	号
公用令書年月日	年	月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所（所在地）
職 業
氏 名（名 称）
生年月日

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき場所					
出頭すべき日時					
公用令書 取消理由					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 欄	扶 助 金 の 種 類	金 額	支 給 年 月 日		備 考

様式第13号（第9条関係）

公 用 令 書 番 号	第 号
公 用 令 書 年 月 日	年 月 日

従 事 不 能 届

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
職 業
氏 名（名 称）
生年月日

災害救助法施行規則第4条第2項の規定に基づき、次の事由により、救助に関する業務に従事することができないことを、関係書類を添えて届け出ます。

記

事 由		
関係書類	<input type="checkbox"/> 負傷又は疾病により従事することができない場合	医師の診断書
	<input type="checkbox"/> 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合	市区町村長、警察官その他適当な機関の証明書

注 該当する□に、レ印を記入してください。

様式第14号（第11条関係）

公用令書 番 号	第 号
公用令書 年 月 日	年 月 日

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所（所在地）
職 業
氏 名（名 称）

請 求 額 円

内 訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求
します。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

様式第15号（第12条関係）

（表）

					第	号
災害救助法第10条の規定による立入検査証票						
所属 職名 氏名						
年	月	日				
千葉市長						印

（裏）

災害救助法（抜粋）

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条（第1項及び第2項省略）

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事等の収用等）

第9条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

（第2項省略）

（都道府県知事等の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

（注意）

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この証票は、年 月 日まで有効とする。

3 この証票は、有効期間が経過したとき又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第 1 6 号 (第 1 3 条関係)

災害救助法による 療養・休業・障害 扶助金支給申請書
 遺族・葬祭・打切

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 (所在地)
 氏 名 (名 称)

災害救助法第 1 2 条の規定による扶助金の支給について、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
関係書類 注 該当する□に、レ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書 (療養) <input type="checkbox"/> 医師の診断書及び負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類 (休業) <input type="checkbox"/> 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書 (障害) <input type="checkbox"/> 医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類 (遺族、葬祭) <input type="checkbox"/> 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書 (打切) <input type="checkbox"/> 災害救助法第 8 条の規定による協力命令を発した旨の市長の証明書 <input type="checkbox"/> その他				